

相続放棄する前に

相続放棄をすると

前回は、遺産分割協議書による事実上の相続放棄についての落とし穴についてお話ししました。今回は、相続放棄ではなく遺産分割協議をしておけばよかったという事例です。

父(故人)と母そして子供が 3 人兄弟の家族で、父の両親など尊属はすでに他界しており、父の兄弟として叔父が 2 人いたとします。今回は父が亡くなり、遺産分割の話となりました。遺産総額は 4,000 万です。母と子供達の話し合いで父の遺産はすべて母に渡そうということで相続人の意見が一致しました。

この時、母に遺産を渡すべく、子供達 3 人がとった方法が「相続放棄」だったとします。相続放棄をした者は初めから相続人ではなかったとみなされますので、一見問題ないように見えます。しかし、子供達が相続放棄をした事によって、新たに父の兄弟が相続人となってしまったのです。

相続の順位は

故人の遺産を相続する者は法律でその順番が決まっています。

故人に配偶者がいた場合、配偶者は常に相続人となります。そのほかの相続人の順位は次の通りです。

第 1 順位 故人の直系卑属(子供、孫、ひ孫など)

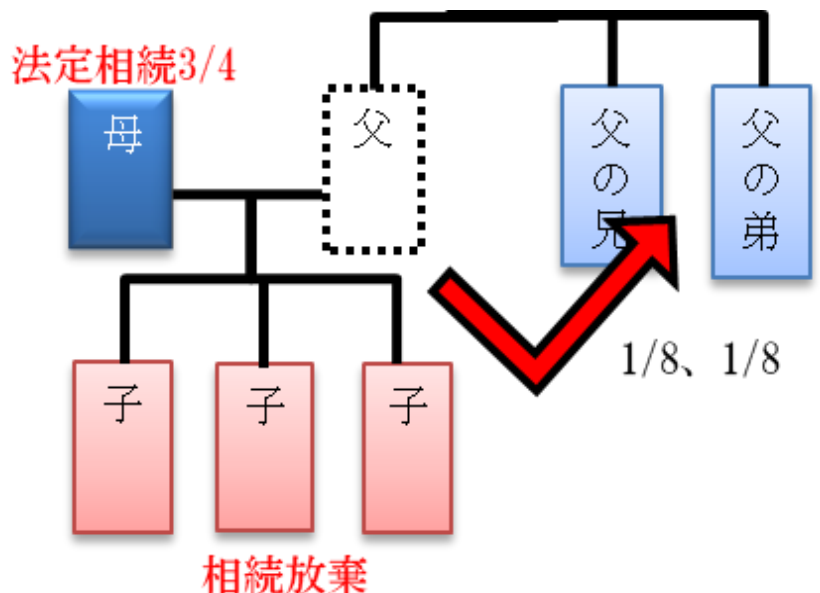
第 2 順位 故人の尊属(両親や祖父母など)

第 3 順位 故人の兄弟姉妹

この順序に従って本来なら、配偶者である母と第 1 順位の相続人たる子供達が相続人となって父の遺産を承継するはずでした。しかし、母に遺産を全部相続させようと相続放棄の手段をとった為、第 1 順位の相続人は初めからいなかったものとされ、父の両親もすでに他界していますので、第 2 順位の相続人も不在、結果第 3 順位の相続人たる父の兄弟が相続人になってしまうわけです。

父の兄弟は、自分達が相続人になっ

たのをこれ幸いと早速相続分を主張してそれぞれ 500 万円ずつ計 1000 万円が父の兄弟に持っていかれてしまいました。



相続放棄の落とし穴

母のためによかれと思ってした相続放棄が思わぬ財産の損失を招いてしまいました。こういった場合は相続放棄ではなく遺産分割協議を行い、全ての財産を母が取得するとしておけば、父の兄弟に大事な遺産を持っていかれずに済みました。この失敗は相続順位を知っていれば防げたでしょう。